

## 令和2年第4回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年5月21日（木曜日） 午後 2時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）

### ○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君

商工観光課長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
学校管理課 総務係長	葛西健二君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	菅豪志君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第4回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第4回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、また先般の臨時会に引き続きご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、議案として令和2年度補正予算案1件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君                      2番 磯 野                      直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎議案第34号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億4,312万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,970万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用する事業とその他の事業に分けてご説明申し上げます。

初めに、地方創生臨時交付金を活用する事業についてであります。2款総務費、企画費においてふるさと納税返礼品新規商品開発等補助金250万円の補正は、ふるさと納税返礼品に係る新商品の開発や既存商品の改良に係る費用に対し補助するものであります。同じく自治振興費において入浴支援事業439万6,000円の補正は、いきいき交流センターの休館に伴い、住居にお風呂のない方に対し実施している入浴割引事業の代替措置として他の施設の利用等について支援するものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費において需用費57万2,000円の補正は、感染の拡大防止を図るため児童関係施設に対し消毒液などを配付するものであり、扶助費31万3,000円の補正は、小中学校の臨時休業により給食停止に伴い、家計費負担が増大している準要保護世帯に対し給食費相当額を助成するものであります。

次に、4款衛生費、保健衛生費において離島地区通院患者宿泊扶助費423万円の補正は、高速船の運休に伴い、島外の医療機関での受診に際し宿泊せざるを得ない島民に対し宿泊費の一部を助成するものであります。同じくマスク等購入事業975万円の補正は、感染拡大の防止を図るため町民や医療機関、社会福祉施設に対しマスクを配布するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農業経営基盤強化資金利子補給金140万1,000円の補正は、農産物の価格低下等の影響を受けた農業者に対し利子補給金として助成を行うものであります。同じく水産業振興費において漁業近代化資金利子補給事業のほか3事業、総額773万9,000円の補正は、水産物の低価格化等の影響を受け

た漁業者に対し利子補給や借入金への一部給付、資材購入費や海上輸送費を助成するものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において負担金補助及び交付金400万円の補正は、離島地区における観光事業者の事業継続に対する支援金として1事業者当たり20万円を給付するものであり、消費活性化対策事業3,621万9,000円の補正は、町民1人当たり5,000円分のクーポン券を配布し、消費喚起及び地域経済の活性化を図るものであります。

次に、9款消防費、災害対策費33万円の補正は、災害時の感染症対策として防護服を購入するものであります。

次に、10款教育費、事務局費において小中学校通信環境整備事業649万円、学校用端末整備事業1,270万7,000円の補正は、いずれもGIGAスクール構想の実現に向けたものであり、前段の事業は離島地区小中学校における環境整備に係る費用であり、後段の事業は学校用タブレット端末整備に係る国庫補助対象外となる245台分の購入費用となっております。

続いて、地方創生臨時交付金事業以外の補正の内容についてご説明申し上げます。6款農林水産業費、農業振興費において農山漁村活性化整備対策事業補助金2億3,564万1,000円の補正は、オロロン農業協同組合が実施する米穀集出荷貯蔵施設整備に関して国庫補助事業として採択されたことから、当該整備費用について間接補助するものであり、財源については全額国庫補助金で賄われるものであります。同じく水産業振興費において水産業振興奨励事業200万円の補正は、北るもい漁業協同組合が所有する焼尻地区の燃油タンクの配管が破損しており、漁業振興や離島地区の電力供給にも支障を来すことから、改修費用の一部を補助するものであります。

次に、10款教育費、事務局費において学校用端末整備事業1,483万3,000円の補正は、GIGAスクール構想の実現に向けた学校用タブレット端末整備に係る国庫補助対象となる286台分の購入費用であり、財源については約9割が国庫補助金で賄われるものであります。

続いて、歳入についてであります。特定財源である地方創生臨時交付金を含む国庫支出金3億982万9,000円のほか不足する3,329万2,000円については財政調整基金を繰入れし、対応することとしております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、質問をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の部分について質問いたしますけれども、これについては先日行われました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中で地方創生臨時交付金、こちらを活用してのメニューが先日の特別委員会の中で提示されたわけですが、その中で僕が最後のほうに提案といいますか、質問した中で、7款の商工費のほうに関わってくると思いますが、道の休業要請が出されまして、その対象になっている事業所の方々、そのの方々については町独自でやる飲食、旅館業に対しての支援のほうには該当しない方もいるわけですが、そういった方たちに対して町として何か支援をすべきではないかといった、支援金です、そういった形で出すべきではないかと質問しましたけれども、その後どのような検討であったりされたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご指摘いただきました7件か8件ということで、そのときの答弁としましては検討してみるというお話をさせていただいたと思います。検討した結果、担当課長から七、八件では済まない、20件ぐらいになるのではないかと。それで、それだけ広げるとどういうことになるのだと言ったら、さらに精査するともっと増えるだろうということで、額としては議長からも出ました140万というような額では当然済まないですし、根本的に、前の委員会だったとは思いますが、説明したとおり、感染予防を対策の柱とするということで、そういった町外、それから都市部から来られる人に対する自粛といいますか、そういうものに特化して、その他の業種につきましては今回出ていますクーポンで、3,370万でしたか、今回の予算の1億700万ですか、それを大体33%ですか、それぐらいになると思うのですけれども、その予算をもって取りあえずはこの間お話ししたように町中の各町民の方、さらには商店街に対する助成ということで考えていただいて、この後国が1兆円からさらに3兆円、それから二次、三次だとか、それからまだまだこの感染については長引くだろうというようなことも言われておりますので、そういった中でまた議会の特別委員会に相談申し上げながら、何ができるのか今はご答弁できませんけれども、考えていきたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 町長も先日行われました特別委員会の中でもそちらに関しては国の二次補正、そういった中で考えられる範囲では考えていきたいという答弁されていた部分もありましたけれども、ではこちらに関してはそういった国の二次補正、今取りまとめ国のほうでもしているところですし、それが決まり次第当然含んでいくという考えも持って

いるのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） すぐになるかどうか、その辺もまだ申し上げられませんが、先日の後、担当課には北海道からも新たな支援要請等、当町でいえば下町といったアルコールを出すお店に対する自粛要請といいますか、そういうものも出ておるといことで、そんなことも勘案しながら、今後の国・道の動きをよく見ながら、その中でまた考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 僕が聞きたい部分というのは、要は4月20日、道のほうで緊急事態宣言、休業要請、そういった事業所に出されまして、結局のところ5月15日まで延長されたわけです。要はその期間休んでいた飲食店、スナックですね、対象となるのは。スナック以外の部分でいけば写真館であったりエステサロン、またほかにもいろいろありますけれども、そういった方たちに対しての町独自の休業支援、休業支援というよりも継続支援といった形になるでしょうけれども、そういったことを考えていただけるのかということを質問しましたので、改めてそちらの部分でお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現在としては業種等を特定したことをできるかどうかということ、一番最初にも申し上げたと思いますけれども、多岐にわたって広がっていきますから、今現在でそこを特化してできるというようなことは申し上げられないと思いますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 業種を広げてという部分ですけれども、僕が本当に強く言っているのは、要は道からの休業要請の対象となって、そして休業した方たちへの町独自の支援ということで、これについては他の自治体でもそういったところをやっているところも新聞等々を見ていけば出てきていますので、ぜひともそういった部分、広げ過ぎるということではなくて、本当に休業要請が出されて、それに応じたところに対しての支援という部分で質問しているのですけれども、繰り返しになろうかと思っておりますけれども、改めてそちらの部分をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分につきましては、先ほども申し上げましたように、クーポンで三千何がしという予算を組みましたので、それが町の中へ買物という形で流れますので、その辺は個々の当たった方、町民の方の行動でどこへ流れるかは分かりませんが、そういった経済効果も、広く、薄くという言い方が適切かどうかは分かりませんが、そういう形を取りあえずそちらのほうにはするようには考えたわけがございますので、それで先ほどから申しているように、国の今後の政策によってはさらにそういったものもできるようであればどんどん広げたいと思っておりますし、これからも、まだ特別委員会も開催した

わけでないですし、そういった中でまたご相談をいただきながら、こちらからも相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、時間をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 地域消費活性化事業の部分については、それを町でやることというのは非常に重要なことだとも思いますが、繰り返しになりますけれども、僕が言っているのはスナックなどは休業要請の対象となって休んだ。また別の、写真館であったりエステサロン、ネイルサロンというのも同じように休業要請の対象となって休んだ。そういった中でこっちはもらえるのになぜこっちはもらえないのだ、そういう声も実際町民の方からも寄せられています。そういった部分、同じように休業要請の対象となって休んだのであればここは平等に何らかの形で、何らかというか、継続支援、そういった形で、二十数件になるかもしれないですけども、町としてもそういった支援金必要なのではないかなとも思いますが、改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたとおり、そのところは感染症対策ということで、都会から来られる人の商店というようなことで、まずは町民に対する感染を防ぐ意味をもちましてそういうお店と。残りの議員おっしゃるようなお店についてはクーポンで三千……ちょっと金額は忘れちゃったけれども、総体の33%をもって構成しているクーポンの活性化事業といいますか、そういったことで対応させていただくというふうに考えましたので、そのところはよろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 阿部議員のおっしゃることは分かるのですけれども、2度、3度同じ質問と同じ答弁になっていますので、続けるのであれば違う角度からお願いします。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今日のせてほしいということではなくて、要は国の第二次補正、そちらのほうが出された段階で考えていただきたいということなのです。今後特別委員会等も開かれることも当然あるでしょうし、そういった中でこういった議論もされるかと思えます。今回地方創生臨時交付金、第一次の今回出された部分についても4月1日まで遡って事業として見れるわけですから、当然国の第二次補正もそういった情報等も入ってくるでしょうから、そうなったときに、もし写真館であったりそういった該当にならなかったところに対しての支援というのも早くできるのであれば早く計画を立てていただきたいですし、そういった発表等もしていただきたいとも思いますが、その辺の考えというのはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分も、先ほどから申し上げましたとおり、今後の国の方針等も見極め、北海道からのものも見た中で取り組めるものを順次取り組んでいきたいというふうには考えておりますので、時間をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これで最後にします。商工業者さん、休業補償の対象となって休んだ方たちに対して本当に公平、不公平ないように、そういった事業者さんたちに支援していただけるよう今後とも計画立てていただけるようよろしくお願いいたします。これでやめます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 阿部議員とダブるかもしれませんが、私の思いも述べたいと思います。

本来であればコロナ対策の委員会が5月1日から始まって、もっと早くにこの臨時会が開けたのではないかなと僕は思っております。とにかくこういう緊急事態ですから、早く、早く、そして的確な支援をしていかなければ商売をやめてしまう、倒産してしまう。そこまでいかないうちに手当てをして、そして緊急事態が解除されたときにはスムーズな町の活性化につながるようにしていくのが町行政の役割だと思います。今阿部議員もおっしゃった写真館とか、エステサロンとか、あるいはカラオケボックスとか、まだ何店か業種はあると思うのですが、休業要請をして、休業要請に従って休んだということは、その間売上げがゼロということになりますから、その何日間、あるいは何か月間売上げがないということはどういうことであるかということをもう少し頭の中で整理していただきたいと思います。収入がないということは、商売していると支払いがついてきます。この支払いにも追われるということですから、その辺もよく理解していただいて、今阿部議員がおっしゃったように、飲食業さんなんかは同じく休んだ期間あって、そして休業しても町からの支援が一銭もないということになりますと、完全にこれでは公平という扱いではなくなりますので、たとえここで今少しの町のお金が立替払いになっても、国から二次補正、三次補正があると、それがまた穴埋めすることができますので、その辺は何とか早めにやっていただきたいと僕は切に思います。これは各議員が町民の声を聞いております。実際に昨日も私のところに電話がありました。何とかならないだろうか。こんな思いを私たちは背中にしょってこの議会に臨んでおります。何とか町長の早い決断をいただいて、今回この議案にはありませんけれども、次の臨時会には提出できるような、そういう準備をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 15日の臨時会の際にも申し上げましたとおり、あの関係でたしか1,800万円と。それから、羽幌町として地方創生臨時交付金の割当て分が7,900万何がしということで担当課長からも説明申し上げたと思いますが、残さないように、そして少しでも使えるように、少し分かりやすい言い方をすると膨らませてということで各担当課がそれぞれの業種、仕事において総額が交付金以上の1億700万ですか、という枠を持ったわけでございます。先ほども申しましたように、感染の一番のもとであります町外、都市部から来られるそういった飲食店やアルコールを出すお店といったところに

まず特化をして出したと、そういうことで町民への拡大を防ぐことを一番と考えたというところがございます。議員おっしゃるとおり大変苦しんでおられるということも私も感じておりますが、そのところをお酌みいただいて、予算の限界というものもございますので、今後、阿部議員にも申し上げましたとおり、国の次なる施策を、北海道の次なる施策を参考にしながら、できるものは順次取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） もう一つ言っておきたいことがあります。今月の15日に飲食店と旅館業に支援をするということが決定しました。この委員会の場で僕が先ほど言ったような内容のこと、飲食業、旅館業のほかにも大変業績が悪化している業種もある、そして休業している業種もあるということによっております。それで、18日の日にも同じようなことを僕言っております。これは町民の声を聞いていなければ僕もこんなに何度も言いません。今日で3回目になりますけれども。この辺をよく理解していただきたい。

それから、もう一つは議員が1日に始まったこの委員会の中で、とにかく飲食業と旅館業が厳しいのだということで、すぐにでも出してくれということはそれぞれの議員が言っております。この段階で町長のほうから例えば各課長さんに対して議員は旅館とか飲食業って強く言っていたけれども、ほかに大変な業種はないのか、こんな一言があつて各課長にでも相談を持ちかけたり話合いを持てば、この旅館とか飲食業の支援を決定したときにそれに組み入れてできたのではないかと、そんなことを僕思っております。ですから、町長自身が大変なところに支援しなければならぬのだということをもっと以前から考えていればこんな発想も生まれたのではないかな、そういうふうに僕思っております。とにかく時間はありません。ですから、次の臨時議会ときにはそういうところにも支援できるような施策をしていただけるよう強く願って僕の質問を終わります。これに対して何かありますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 次には出してくれということでございますが、阿部議員にも申し上げましたとおり、次に出せるかどうかはまだはっきりしておりませんので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、幾つか質問させていただきます。

今の2人の議員のやり取りを聞いてちょっと気になったことがあったので、まず質問させていただいて、また次の質問に移りたいと思うのですが、話の中で、事実関係なのですが、前回の委員会するときにも話は出たのですが、町長名で今回の90件以外のところにも協力要請を出したのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 北海道の要請に従いまして町長名でそれは出ていると思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もちろん北海道の要請はあっても町長名で出していると思いますということは、町長名が書かれているわけですよ。だから、町長が出したと思いますというのはとても不思議なことで、そこに今は責任転嫁で、道が出しているから、でも町長の名前があるわけです。それは今まで御存じなかったのですか。内容に関しては理解しないで各店舗に出していたということなのではないでしょうか。ちょっと信じられない発言なのですが、出したかどうか分からない。それは本当に出したかどうか分からなかったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 道の指示に従って出しているものなので、私はその都度それはどこまで出すとかそういうものは確認しておりませんでしたので、そのところは大変曖昧な答弁だったことはおわびしたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今の発言はすごく大事なところで、町長が知らないところで道から言われたから町長の名前が勝手に、勝手にですよ、町長が理解しないまま知らない場所に町長名で発信されているということになるのです。という今の答弁なのですが、そう聞こえてもおかしくない答弁だと思うのですが、ちょっと理解はできません。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変失礼いたしました。町長の決裁を取っておりましたので、道から来たものだとということで目を通さないで判こを押したのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 目を通さないで決裁はできるのですか。ということは今回の予算も同じように思われてもおかしくないわけです。国から来たけれどもという信頼が持たなくなってしまう発言だと思うのです。どこまで遡っていいか分からないけれども、町長の知らないところで町長が理解しないままこうやって議会に議案として出している、町民に対してインフォメーションが出されている。そうしたら先ほどの抜けていたという話の前提も崩れるわけです。みんなは先ほども何回も町長おっしゃっていた感染対策、外から来る人に協力するために閉めました。だけれども、町長は知らないままそれを各お店に出して、協力しました、町長からもお願いされていると思って。もちろん道からもお願いされている、でも町長名が書いてあるわけだから、羽幌町にも協力しなければと一生懸命協力したのです。だけれども、今の発言だと自分は知らない、分からない。決裁はしているけれども、見ないで決裁ってできるのですか。自分何を言いたいかという、町長が各事業者さんに要請を出したことは事実なわけですが、内容を把握していなくても。それに対して事業者さんは、それを信頼して協力したわけです。その後、そうしたら90件の店には20万円助成しますよと、ただ残りの二十何件ですか、のところにはしませんよ。という

のは町長がいつもおっしゃっている、今年の3月の執行方針でも語られていました公平さ、平等さからはかけ離れてくると思うのです。これが勝手にやったのだったらいいです。でも、町長はその事業者さんに町長の名前でお願いしているわけですから。それがここだけお願いして、だったら僕はいいと思うのです。その辺公平さが保たれないのではないかと思います。また、今後行政との信頼関係が、町長からいろんな町長名で発信されたときに、いや、これ町長見ていないものが来ているのではないか、あとは協力してもその後こっちの業者さんには指示してくれるけれども、私たちには何もしてくれないのだという、そういう町長が一番嫌いな不公平感が出てくるような気がします。この一連の流れ、いかがお感じですか。やっぱり不公平感ありますよね。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今の小寺議員の質問として公正、公平でないのではないかというご質問でよろしいかと思いますので、その部分については先ほど阿部議員にも申し上げたと思いますが、町外から、都市部から来られる方からの感染が一番怖いということで、アルコールを出すお店、あるいは飲食店、旅館ということで、そこをまず考えて件数が90件になったと、大まかです。それで、そこへ行こうと、支援をするということで、それでほかのところについては先ほども申しましたクーポンでやっていこうということで対応したいというふうに担当課には申し上げたつもりではおります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分が本当に心配するのは、これから町長が事業者さんをお願いをしてもみんな聞いてくれなくなると、信頼してくれなくなるのではないかなという不安があるのです。今2名の議員ですけれども、それを是正するためにぜひすぐにも考えるべきだというふうに思っていて、飲食店、あと旅館業は、旅館に関しては羽幌町の人には使用しないとは思いますが、飲食店については羽幌町民も使うわけだし、あと今回除外された事業者さんも町民だけの施設ではないと思うのです。僕聞いたわけではないから分からないです。でも、100%ではなくて隣の町からも来るかもしれない、下手したら人気のお店でほかの大きな都市からもそこに来るかもしれない。だから、外からのという説明はあまりにも説得力がないすみ分けですし、その業者さんも、いやいや、私の店はよその町村からも来るのだよというところもきつとあるので、ぜひ今後、今回は出てきませんが、自分は信頼回復のためにもまた新たな協力へのバックというか、協力金という形なのか、やり方は別としても今回外れたところに関してはきちんとケアしていくべきだ

というふうに思います。きっと答弁は一緒だと思いますので、ぜひ考えていただきたいというのと、あとお金が限られているということも言いましたけれども、先ほども工藤議員の答弁の中で各課に膨らませた予算を指示したと。これ膨らませなくてもいいのではないですか。本当に必要なものにして、もし膨らませなかったらあと二十何件分も入れることもできるし、各課に膨らませた予算を出させたということでもいいのですよね。一応確認なのですけれども、町長先ほどそういうふうにおっしゃったのですけれども、膨らませた予算なのですから、今回の予算は。いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは今回の地方創生臨時交付金の国の割当て分が約7,900万ですか、大体それぐらいだろうということと、それからさらに現実的には少し増えるかもしれないし、道のほうでは入札差金というようなことはありますけれども、そういったことで余すことはないようにしたほうがいいですよという指導の下で、必要外のものを出すというわけではなくて、精査した中で7,900万円に抑えるのではなくて必要な額を出しなさいといったことで、そういう意味合いで膨らませたというふうに申し上げたのであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうであれば例えば今回の除外した分も入れても最終的にはうまくなることも考えられたのではないのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分は先ほども申し上げましたように除外というつもりはございませんし、先ほど来申し上げましたように感染を防ぐということを第一に考えて、町外から来られる、そういった業種にまず協力してもらうためにもそういう形でいこうということをやったわけでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） あと、何度言ってもきっと同じやり取りだと思いますので、今後についてお伺いしたいと思います。

町長の中でこれは長期化するものだろうという予想を立てていらっしゃるし、また国からも二次、三次と色々なメニューが来るのではないかと出ているのですけれども、長期化した場合、また例えば道から同じように要請が来た場合、今回みたいに除外した事業者には要請は出さないということで、それは町長は外から来る旅館、飲食店には指示は今回出すけれども、今後道とかが要請した業種に関しては要請は羽幌町としては出さないというのが公平ですよね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど来から大変失礼を申しましたけれども、道の要請については北海道からこういうことで町村名で知事よりの通知があったことを各店に通知してくれということを出したものだそうでございます。そういったことで省くとか、そういった考

えはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） きっと今のやり取りの中でもしそれを20件の方が聞いていたら、町長は道から来たものに関して書類も見ずにそのまま来ただけで最終的には何もしてくれないというふうに思ってしまう、自分は本当に行政との信頼関係、町民や事業者さんとの信頼関係が崩れる原因になりかねないことだととても心配に思っています。

続いてなのですが、教育委員会系の話になって話はちょっと飛びますけれども、聞きます。特別委員会でもいろいろな話が出た中でICT、あとGIGAスクール構想を含めたものが今回この予算書にも載っています。小学校、中学校はもちろん義務教育ですし、町立ですので、進めるのは当然だと思います。ただ、町全体として考えると小中の推進はもちろん当然なのですが、高校への、高校自体なのか、高校生なのか、そこへの支援が今回に関しては薄いというか、全くないのではないかなというふうに思っています。先ほど町長の答弁でも今後長期化する可能性もあるということもおっしゃっていますし、前回の特別委員会でも第2波、第3波、今後このような状況が長期化する可能性がある。そういったときにインターネットを使った様々なコンテンツを行うことはとても大事だというのは理解していますが、高校の現状、羽幌に住む子供、羽幌にある学校に通う高校生に対して今後何か支援を考えているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

羽幌高校についてなのですが、今地方創生、GIGAスクール構想ということで設置者であります町として今の小中学校の端末についてはこういう形で整備をさせていただくということでご提案申し上げているのですが、情報収集ができていないのですが、道立高校ですので、当然今道のほうでそういう機器整備等を行うのだというふうな理解をしておりましたが、若干その部分について情報を持っていませんので、今後検討したいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ありがとうございます。というのは高校というよりも高校に在学する子供たちのことを考えて、ぜひ不公平感のない、格差がないものにしてほしいなというふうに願っています。それはなぜかという、天塩町では今回の地方創生を使って140台のタブレット端末を天塩高校に入れることを決めたそうです。道立であっても町とし

て支援できることはたくさんあると思いますし、今日の新聞では枝幸高校がタブレットを活用を今していますよと。それは昨年ふるさと教育推進プロジェクトということでタブレット端末、電子黒板、あと公衆無線LANとか、タブレットに関しては200台、それは今回のコロナ対策ではないのですけれども、そういうのがあることで今の緊急事態、異常な、学校に通えない、勉強できないという事態を打破できているわけです。その点で地元にある高校、地元に住む子供たちにもそういう教育格差を生まないためにも羽幌町としても何かできることきっとあるのではないかなというふうに思っています。町長の言葉をお借りすると、先ほどもこれから二次、三次と来る中でぜひ教育面にも力を入れていただきたいなというふうに思いますし、自分も時間がなくてあまり調べられなかったのですけれども、羽幌高校生が168名、教員が、大人です、24名で今のところ例えば200台ぐらいで全校生徒が持ってますし、学校でもそういう調査を行っているそうなのです。自宅等でタブレット、スマートフォン、パソコンも含めて94%の子がそういう機材、本人なのか家族なのかを持っているということをお教えいただきました。

高校のほうではこの休み期間中にユーチューブを活用して15分の授業を五、六回先生が撮影して子供たちに提供したということも聞きました。今は先生たちも自分の個人の私物で一生懸命今できることを子供たちのために頑張っているそうなので、きちんとしたと言ったら変ですけども、ある程度処理速度の速いものがあったり、カメラがあったり、いろんな、頑張ろうとするところに応援してあげてほしいなというふうに自分は思って今回、ここには載っていないのですけれども、次に向けたものとして提案というか、お願いという面での質問だったのですけれども、ぜひ次に向けて高校のことも頭の中に入れていただいて今後、先ほど検討していただくということも言っていただきましたけれども、ぜひ高校の現状を聞いていただいて、もし必要なものが今あればサポートしてあげるような形にしていきたいと思うのですが、それについて最後一言でも二言でももしあれば答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

大変勉強不足で申し訳なかったと思います。高校の部分については、今資料等持ち合わせございませんので、ぜひ現状について聞かせていただいて、何ができるのか分かりませんが、聞かせていただいて勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時35分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（森 淳君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎議案第34号（続行）

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） クーポン券のことでお聞きします。

町民一人一人に5,000円分でしたっけ、当たるということで、町民の皆さんも喜んでいと思います。それで、このクーポン券は町民の手元にはいつ頃までにお届けできるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

準備等1か月ぐらいかかると思います。一応業者のほうの登録ということでの依頼もかけなければいけないので、参加申込みということで全事業所にこれからすぐにもでも通知出して、それがまとまりというか、ある程度時期、印刷等もありますので、1か月ぐらいの時間をいただいて、区切りのいい7月1日からというふうには今考えております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 大変忙しいでしょうけれども、7月をめぐるといってよろしいのですね。こういうものも使用することによって町内の活性化にもつながると思いますので、大変でしょうが、少しでも早く町民の手元に届くようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、よろしくお聞きします。

私からは2点質問したいと思います。自治振興費についてのまず入浴支援、これについて15日の特別委員会においては、答弁では57名対象者がいて、5月31日までの分で週3回分ということの支援ということでお聞きしていただきました。内容をずっと僕休み中精査したのですけれども、ふわっとさんにも聞いて、サンプラにも聞いたのだけれども、29万4千1,000円という数字、これどこの算出根拠なのか、これをまずお聞きしたいと思います。ちょっと関連があるので。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

294万1,000円の使用料及び賃借料の内訳なのですが、この部分につきましてはとままえ温泉ふわたの入浴料ということで、6月分以降の部分を積算根拠としております。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 6月分から、そうしたらいつまでの分ということですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

来年の3月いっぱいまでの分でございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういう答えは頂けないのかなと思ったのだけれども、そうしたら羽幌のサンブラは6月1日からってこの間開業して、お風呂も使えるというような認識で私はいました。そうすると、苫前のふわたの部分の400円分、羽幌は500円分。50円割り引くと450円。それを来年の3月までふわたにただで行けるといふ。だけれども、羽幌のサンセットに入ると自分で450円、あるいはお子さんであれば210円でしたか、これを払わないと羽幌サンブラでは入れないということになりますよね。何か矛盾していませんか、この事業が。たしか31日までということ支援をするよと、お風呂がないからという話ではなかったですか。それが来年の3月31日までなぜふわたにただで入れるような券を配布するのですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

前回の委員会で申し上げた5月31日までという部分につきましては、現段階でサンセットプラザが休止しているということで、その代替措置ということでとままえ温泉のふわたのほうと覚書を締結しまして運用しているということでございます。今回上げている部分、6月以降の部分につきましては、今後万が一の事態を想定した中で、例えば感染の拡大の状況が続くですとか、第2波が来るという部分を想定をした中で考えていた部分でございますので、それで6月以降の分も計画に見込んでいたところでございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それは全く意味分からないのですけれども、羽幌町のいきいき交流センター、あの入浴券割引のシステムを見ると確かに来年の3月31日まで50円割引く、210円割引くというふうに、お子さんです、だけれどもこれをだからずっと長く続くからという予想というか、それはどういうところからその根拠を持ってきているのですか。私お風呂のない人に無料で入っていただくことは大変結構だと思うのだけれども、ただ来年の3月31日まで、これ臨時交付金というのは趣旨が違うのですよね、調べていくと。あくまでも今疲弊しているところ、先ほどいろいろな答弁もあって、これまで疲弊した人、それから今後疲弊するところという部分で臨時交付金が7,900万羽幌町であれば来るので、お風呂の1年間分を事業として上げるというのは、そうすると私は450円で負担して入るのがいいのか、同じ券をもらってふわっと行ってただで入るのがいいのか、その辺が全く分からない、理解できないのですけれども、そこをもう一回説明してもらえませんか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

現在行っているのはあくまでも代替措置ということでございまして、これが6月1日からサンセットプラザが開放するということになりますと、ここで今上げていた予算は消滅するという形になるのですけれども、今上げた部分につきましては今後万が一の部分も想定した中で対応しなければ、仮にそうなった場合に住民に直結する部分もありますので、緊急な対応も必要だろうということであらかじめその分を考慮しているというところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） もう一点。答弁漏れありますので。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

今回上げた内容が交付金の趣旨に沿っているかという部分につきましては、私のほうで

は趣旨に沿っているという解釈の中で事業を上げております。それと、先ほど来言っている6月以降の方が一の部分につきましては、仮に万が一の事態でホテルのほうが休館になった場合、そのときの対応について予算化をしているものでして、6月1日以降サンセットプラザがオープンとなった場合にはこの予算は執行されないということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 大体分かりました。なぜこれを言うかということ、次の総務費に、実はこれは私のお願いなのですが、それは今のお風呂の件についてはぜひそういうふうにしていただきたいということと、総務費の災害対策費については今回33万、前回の特別委員会でお話ししようかなと思ったのだけれども、言う機会がなかったので、今回次期に向けてお願いということで、このお金が余れば、実は二十何万しか本当はお風呂代かからないのですよね、1か月分だったら。計算すると。200万ぐらい余るのです、実を言うと。その分で災害費のほうに振り向けていただいて、今3密の状態というか、災害の問題が大きく取り上げられておまして、これは全国各地で3密を避けるための対策ということで避難所の設置、これについて例えば段ボールの間仕切りだとか、そういうものについての整備を早くしなさいと。

それから、もう一点、これ離島にお願いしたい部分なのですが、感染症対策でお風呂代が余るといふ僕の計算上で今お話ししているので、ぜひ二次でやっていただきたいのですが、ポータブルのアイソレーター、ビニールの陰圧式のポータブル式の感染防止の入れ物というか、これがアイソレーターというのですけれども、あるのです。これをぜひ両島に、例えば離島はなかなかすぐ搬送とかできないので、そういう疑いが出た場合に、10時間ぐらいもつので、ぜひそういうものも含めて次回二次補正なりいろんな形で、今後北海道であれば第3波、第4波に備えていただきたいなということでございますので、その件についてどういうふうを考えているか、この2点。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいま逢坂議員からご質問ありました避難所における防災備蓄品という部分での内容だと思うのですが、当課といたしましてもそういう感染症対策ということで、飛沫対策という部分でそういう段ボール関係の仕切りと申しますか、そういうものについては今後の計画の中でぜひ準備していきたいなというふうに考えております。

もう一点はアイソレーターの関係ありましたが、一応この交付金で使える用途というのが避難所における備蓄品というふうな捉え方をしているようですので、その辺国のほうにも照会しながら、できるかどうか分かりませんが、検討はしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 離島の話になりましたので、離島に関してはもう既に3月の時点で当時の天売の支所長から問合せがありましたので、振興局のほうに問い合わせさせて保健所のほうで1つ用意すると。それで、3月中だったか4月の中旬だったか忘れちゃけれども、それ用には1つ用意してありますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時51分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長を交代したいと思います。

副議長、村田定人君、お願いします。

（議長交代）

○副議長（村田定人君） それでは、11番、森淳君。

○11番（森 淳君） 先ほど逢坂議員のほうから質問があったふわつと、それからサンセットプラザの件について2点ほど確認したいので、質問させていただきます。

まず、1点目は通常ホテルは6月1日からやるということで休業していますので、先ほどから議論するともっと大事なつけないといけないというものをこの範囲だけで収めたいという中で、再開すると言っているものを優先してここで来年の3月までつけるというのはちょっと理解に苦しみます。そこで、現時点でサンセットプラザのほうは6月1日以降も休む可能性があるとか、何かそういう話合いを持った上で可能性のことを言っているのかどうか、まず1点目確認したいと思いますので、お願いします。

○副議長（村田定人君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

サンセットプラザに関しましては、コロナウイルスの関係上の道のほうの緊急要請の絡みで一応5月31日までということでの指定管理側でありますアンビックスからの協議によって5月いっぱい休業を決めております。その以降の話につきましては、道のほうの動きがまだ何も見えていない段階で今通常どおり6月から開ける予定ということでは聞いておりますが、今後北海道がまた延長とか、そういうような形になりますとアンビックス全体で考えた上でまた協議に入るとは思います。

○副議長（村田定人君） 11番、森淳君。

○11番（森 淳君） 前どなたかの質問で公衆浴場かどうかという質問があって、そのときは一般の公衆浴場ではないということだったと思うのですが、2種類の免許の関係があって、もう一つの公衆浴場だという、現実はそのようなことだったと思います。通常道の要請の部分ではスーパー銭湯に係るような大規模なものについては今回も休業要請まだ明けていませんので、当然それに従っていくと休業を続けるという現状はやむを得

ないと思います。一方、ふわっとも同じでありまして、前回ふわっとは連休を休みましたよね。羽幌町のアンビックスのほうは自分の意思で休んだけれども、ふわっこのほうは町の要請に従ってコロナウイルスの拡大防止のために休業を連休中したということですから、もしまた改めて道のほうから休業要請があったときには今度は両方に網かかるのです、当然。同じような状況ですから。それで、先ほどの質問では2波、3波が、もう北海道は2波で、3波が来たときにまた同じ要請が来たとなるとサンセットプラザだけではなくてふわっとも休業するということが当然のこととして起き得るのかかわらず、こっちは休んで何でふわっとはやっているという前提で今こういう予算をつけるのかというのが論理的によく分かりませんでしたので、確認させていただきます。

○副議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時59分

○副議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

予算の算定のほうの立場でお答えするのですが、この内容につきましては交付金の計画の策定時の状況を踏まえた中で想定したものでございまして、万一の部分ということで先ほど申し上げましたけれども、これにつきましても計画を策定した時点でのことを軸にして想定をし、予算化をしているというところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（村田定人君） 11番、森淳君。

○11番（森 淳君） いつのことか分かりませんが、3日前にやったときもこれに沿っているような議論が出て、5月31日までの入浴に関してのものだというふうに皆さん理解して、そこでやめたのです。実は6月から3月まで、途中で1年間というのはちょっと出てきて、かなりみんなえっということに変だという話になったのだけれども、途中で5月31日までの措置ですからといって、その割には数物すごく多過ぎるなど思ったのだけれども、でも答弁で5月31日って言っているのだからいいかということに特別委員会では終わったと思う。ただ、これから議決しなければいけないので、それがまた話が変わって6月1日から3月31日までということになったので、やっぱり今後のこと、実際に運営することも考えなければならないのです。何かかわいそうだな、ちょっと余計なことを言っているけれども、思うのですけれども、今の答弁では私が先ほど聞いた、要するにこれからもし第3波が北海道に来て大型浴場等に対しての休業要請が出たときには羽幌も苫前も止まる可能性があるのです。もしそこまでいかなくてもある程度広がったとき

には苫前のほうが先に休業要請をかけているわけですが、ふわっとに対して。だから、むしろ羽幌よりもふわっとのほうが先に休むということもあるので、羽幌は3波が来たときに閉めるだろうけれども、苫前は開いているだろうという前提の今回の予算づけ、そしてほかのものを落としながらそれを優先してつけているというところでやはりきちっとした答弁をもらわないと採決の場合なかなか難しい部分があるので、申し訳ないような気もするけれども、言いたい気持ちは何となく分かるのだけれども、やはり論理的に矛盾していますので、改めて整合性のある答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時02分

○副議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 森議長がおっしゃるとおりでちょっと整合性には欠けたかなというふうに反省しておりますが、現実的には会長が来られ、その後常務でしたか、東神楽の、方が来られて、急遽、道の要請もあり、今月いっぱい休むということで、うまくいけば、解除になれば早く開けるかもしれないということで全館休館の報告です、お願いでなくて。それが来たときに副町長からもお風呂だけはお願いします言ったら、いや、全館休館で風呂だけ開けるということは不可能ですからというふうに帰られてしまって、取りつく島もないという言い方はアンビックスさんを批判するわけではありませんけれども、そういう意味で言うのではないですけれども、こちらとしてはびっくりしたなということでどうしていいか分からない状態で、それで前に説明いたしました漁村会館のお風呂があって、そちらを使えるのでないかということで検討させて、たしか議会からも遅いのでないかとお叱りを受けたというふうに思っておりますが、そちらのほうは残念ながら狭いのと、それから蛇口が3つでしたか、そんな関係でシャワー程度だろうということで急遽ふわっとのほうへ、交通費は見ないけれども、そういうことで予算を組みたいという話になりまして、それで会長はその後また来られまして、知事の解除要請が結局延びたときにはもっと休館も延びるだろうという話をいただいております。そんな関係でこういった6月以降の予算も不合理といえ不合理、不条理といえ不条理、ちょっと理解し難い予算にはなったかと思っておりますけれども、その辺がサンセットプラザのいきいき交流センターをアンビックスさんをお願いしている関係上、当町としては少しでも町民のお風呂のない方に安心していただくためにこういった予算措置をしたというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思っております。またご指摘のようなことが起きれば、初山別もしかりであろうと思っておりますけれども、漁村センターのほうを少しでも改良できるのか、どういうふうになるのか分かりませんが、そういった方向もまたこういった予算の中でできるのかできない

のか分かりませんが、そういった方向も探りながら、現状としては私も温泉だけやれというようなことも試してみたいのですが、そんな1日、2日で回答出るような問題ではなかったものから、こういった予算編成ということになったということをご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（村田定人君） 11番、森淳君。

○11番（森 淳君） 急にいろんなことが重なって起きてきている中で、その時点では最善の策ということで予算づけしたと、町長のそういう趣旨の言葉だと思いますので、それはそれでよしとしたいと思いますが、どう考えても漁村環境センターの状況を見たら、特に北海道では3波、全国的に2波の場合は冬期間が非常に心配だということがありますので、今の現状でも恐らく人も使っていないということですから、冬期間シャワーだけであそこというようなことでは町民の健康を守るためにも対処できないと思います。それまでには少しの時間がありますので、予算措置にかかわらず緊急な態勢できるような準備を今後していただきたいということを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○副議長（村田定人君） 答弁はよろしいですね。

○11番（森 淳君） いいです。

○副議長（村田定人君） それでは、議長の質問が終わりましたので、議長交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時07分

（議長交代）

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。  
したがって、令和2年第4回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 4時08分）

